移住・定住・子育てを応援します！

日南町いきいき定住促進条例による祝金・奨励金・補助金

結婚したら	結婚祝金	3万円	☑日南町に住民票がある ☑日南町内に住んでいる ☑婚姻届を提出している ☑引き続き日南町に居住する意思がある
子どもが生まれたら	出産祝金	10万円	☑日南町に住民票がある ☑日南町内に住んでいる ☑出生届を提出している
子どもが進学したら	進学等祝金	小学校 10万円 中学校 20万円 高等学校 30万円	☑進学する前年度の4月1日以前から日南町に住民票があり、日南町内に住んでいる ☑小学校・中学校・高等学校に進学した ※以上に該当する児童生徒の保護者に交付します。
町内に住む家族と同居したら	同居奨励金	10万円	☑日南町に住民票がある ☑次のいずれかに該当し、1年経過した ●50歳未満で、町内に住む世帯（または同じ敷地内）に転入した ●町内に住む世帯に同居する新規学卒者
町内に転入して3年働いたら	定住奨励金	10万円 ＋5万円/世帯員 （配偶者は10万円）	☑町外から転入して5年以内 ☑60歳未満 ☑町内または日南町から通勤できる町外の事業所で働き始めてから3年経過した
学校を卒業して3年働いたら	定住奨励金	10万円	☑日南町に住民票がある ☑新規学卒者で、卒業してから5年以内 ☑町内または日南町から通勤できる町外の事業所で働き始めてから3年経過した
住宅を改修・取得・新築したら	住宅補助金	補助率 1/5 改修・取得 上限 30万円 新築 上限100万円	☑次のいずれかに該当し、住宅の改修・取得・新築を行った（※） ●結婚祝金・出産祝金・同居奨励金の交付要件に該当し、該当前1年～該当後2年の間 ●定住奨励金の交付要件に該当し、該当前4年～該当後2年の間 ※業者による改修・新築については、町内事業者に限ります。

注意

- ●交付申請は、奨励金等の交付要件を満たしてから1年以内に行ってください。
- ●町税の納付など、町に対する債務の履行を遅滞している場合は交付できません。
- ●同居奨励金・住宅補助金には返還規定があります。

【問合せ】日南町地域づくり推進課
電話：0859-82-1115